

富山県障害者施策推進協議会等の概要及び根拠法令について  
 (富山県障害者施策推進協議会・自立支援協議会・障害者差別解消協議会)

○各協議会の役割と機能等

区分	富山県障害者施策推進協議会	富山県自立支援協議会	富山県障害者差別解消協議会
根拠法令	障害者基本法による審議会 ・障害者基本法第36条 ・富山県障害者施策推進協議会条例	障害者総合支援法による県実施事業 ・障害者総合支援法第89条の3 ・富山県自立支援協議会設置要綱	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例による県実施事業 ・障害者差別解消条例第24条 ・富山県障害者差別解消協議会設置要綱
目的	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視、障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、富山県障害者施策推進協議会を設置するもの。	県内における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、富山県自立支援協議会を設置するもの。	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例に基づき、障害を理由とする差別解消の取組みを効果的かつ円滑に行うため、富山県障害者差別解消協議会を設置するもの。
委員構成	以下に掲げる者のうち20人以内で組織する。 ①市町村の長 ②県及び関係行政機関の職員 ③学識経験のある者 ④障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者	障害者施策推進協議会の委員をもって充てる。	障害者施策推進協議会の委員をもって充てる。
協議内容	①障害者に関する総合的かつ計画的な推進に必要な事項の調査審議 ②障害者に関する施策の推進に必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議	①相談支援体制の構築に関すること ②相談従事者等の人材育成・研修に関すること ③専門的分野における支援方策に関すること ④障害福祉計画の進行管理及び評価に関すること ⑤障害者総合支援法の円滑な施行に関すること	①障害を理由とする差別解消の推進のための情報共有 ②障害を理由とする差別解消の取組みに関する協議

## 富山県障害者施策推進協議会の根拠法令について

### (1) 障害者基本法 (S45. 5. 21 法律第 84 号)

(障害者基本計画等)

第 11 条 1～4 略

5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第 36 条第 1 項の合議制の機関の意見を聴かななければならない。

6、7 略

8 第 2 項又は第 3 項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

9 第 4 項及び第 7 項の規定は障害者基本計画の変更について、第 5 項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第 6 項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

(都道府県等における合議制の機関)

第 36 条 都道府県(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 252 条の 19 第 1 項の指定都市(以下「指定都市」という。)を含む。以下同じ。)に、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置く。

(1) 都道府県障害者計画に関し、第 11 条第 5 項(同条第 9 項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。

(2) 当該都道府県における障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。

(3) 当該都道府県における障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関の委員の構成については、当該機関が様々な障害者の意見を聴き障害者の実情を踏まえた調査審議を行うことができることとなるよう、配慮されなければならない。

3 前項に定めるもののほか、第 1 項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### (2) 富山県障害者施策推進協議会条例 (S47. 10. 16 県条例第 47 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 36 条第 1 項に規定する機関の名称、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 障害者基本法第 36 条第 1 項に規定する機関の名称は、富山県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)とする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村の長

(2) 県及び関係行政機関の職員

(3) 学識経験のある者

(4) 障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者

3 委員の任期は、前項第 1 号及び第 2 号の委員にあつてはそれぞれその職にある期間とし、同項第 3 号及び第 4 号の委員にあつては 2 年とする。ただし、同項第 3 号及び第 4 号の委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 協議会に、会長を置く。

2 会長は、委員が互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 6 条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の事務を処理する。

(細則)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 略

## 富山県自立支援協議会の根拠法令について

### (1) 障害者総合支援法 (H17. 11. 7 法律第 123 号)

(都道府県障害福祉計画)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2～5 略

6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

7 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第三十六条第一項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

8 略

第 89 条の二 都道府県は、定期的に、前条第二項各号に掲げる事項（都道府県障害福祉計画に同条第三項各号に掲げる事項を定める場合にあっては、当該各号に掲げる事項を含む。）について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該都道府県障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(協議会の設置)

第 89 条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（次項において「関係機関等」という。）により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

### (2) 富山県自立支援協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第89条の3の規定により、県内における障害者及び障害児への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関、関係団体等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、富山県自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 県全体の相談支援体制の構築に関すること。
- (2) 相談支援従事者その他の障害者の自立支援に携わる者の研修に関すること。
- (3) 専門的分野の支援方策に関すること。
- (4) 富山県障害福祉計画の進行管理及び評価に関すること。
- (5) その他法の円滑な施行に関すること。

(組織等)

第 3 条 協議会の委員は、富山県障害者施策推進協議会（以下「施策推進協議会」という。）の委員をもって充てる。

- 2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充て、会議を進行する。
- 3 協議会に、専門事項について協議を行うため、専門部会を置くことができる。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、知事が招集する。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、厚生部障害福祉課が行う。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略

## 富山県障害者差別解消協議会の根拠法令について

### (1) 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例(平成26年富山県条例第77号)

#### 第3章 障害を理由とする差別を解消するための施策

##### 第5節 協議会の設置

第24条 県は、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、県、県民、事業者、市町村、学識経験を有する者等で構成される協議会を組織し、当該協議会が円滑に運営されるよう必要な措置を講ずるものとする。

### (2) 富山県障害者差別解消協議会設置要綱

#### (設置)

第1条 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例(平成26年富山県条例第77号)第24条の規定に基づき、富山県障害者差別解消協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### (協議事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

(1) 障害を理由とする差別の解消を推進するための情報共有に関すること。

(2) 障害を理由とする差別の解消の取組に関すること。

(3) その他障害を理由とする差別の解消の取組を効果的かつ円滑に行うために必要な事項に関すること。

#### (組織等)

第3条 協議会の委員は、富山県障害者施策推進協議会(以下「施策推進協議会」という。)の委員をもって充てる。

2 協議会の会長は、施策推進協議会の会長をもって充て、会議を進行する。

#### (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

#### (庶務)

第5条 協議会の庶務は、厚生部障害福祉課が行う。

#### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 略